

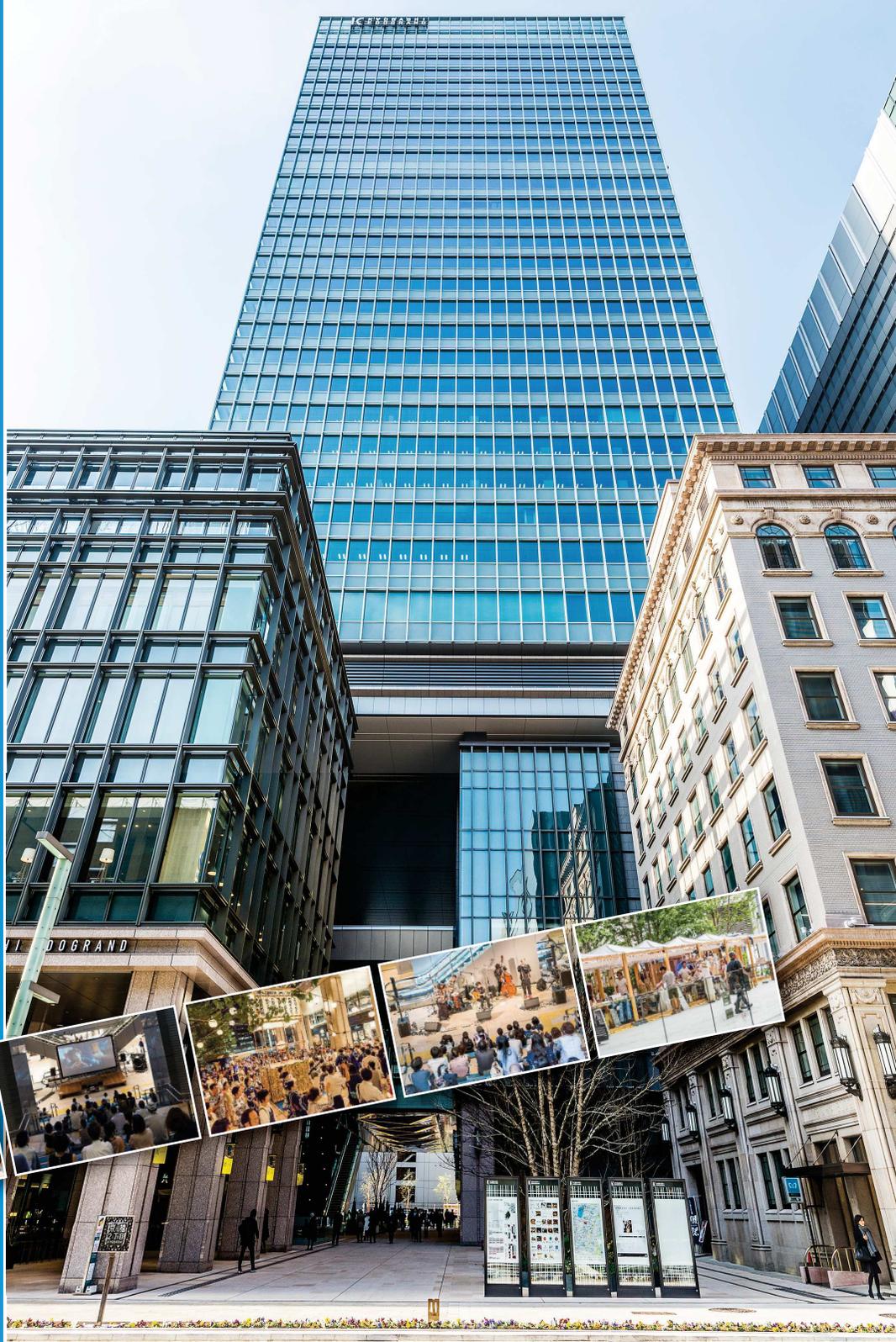


イベントスペース利用規約

KYOBASHI EDOGRAND

京橋エドグラン イベントスペースの ご利用に向けて

“Like A Big Tree”をコンセプトに、京橋の新たなランドマークとして誕生した「京橋エドグラン」。東京駅前エリアの優れた立地と斬新な建物設計によって、イベントスペースとしてのポテンシャルが大いに注目されています。当利用規約では、その適切なスペース活用に向けてご案内。創造的イベントのエスコートツールとしてご利用ください。



【目次】

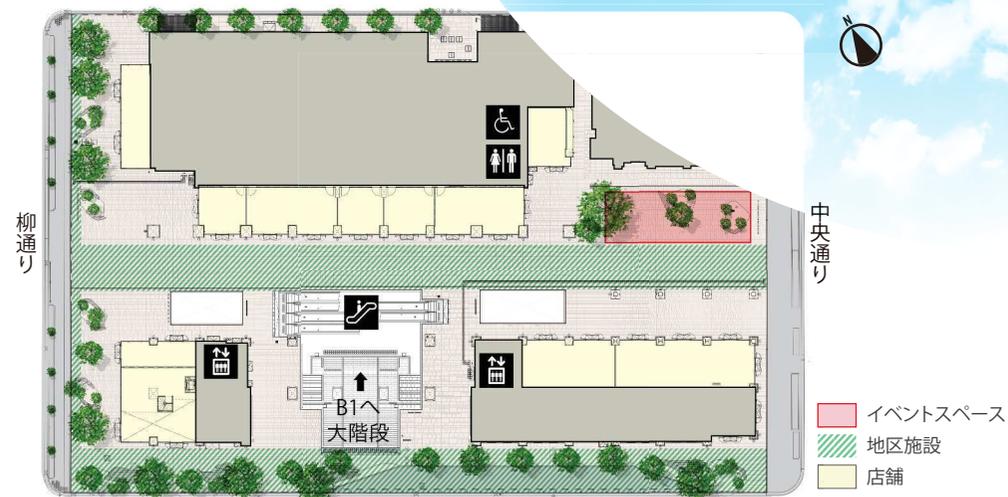
| | |
|---------------------|----|
| 1. あらかじめご了承くださいたい事項 | 2 |
| 2. イベントスペースの概要 | 3 |
| 3. 利用の流れ | 7 |
| 4. 利用料金等 | 8 |
| 5. 利用上の規則 | |
| ■利用のキャンセル・変更 | 9 |
| ■予約の解除、利用の停止 | 10 |
| ■注意事項 | 11 |
| ■補足事項 | 14 |
| ■関係機関等への届出 | 15 |
| 6. 貸出可能な備品リスト | 16 |
| 7. お問い合わせ先 | 17 |

1.あらかじめご了承くださいたい事項

1. 京橋エドグランでは、イベントスペースの利用し申し込みに対し、施設のブランドイメージに合致するか、施設や街の活性化に資する内容か等の審査を行います。また、審査の結果、イベントの実施をお断りすること、内容等を調節させていただく場合があります。
2. イベント実施に際しては、まちづくり団体※ である中央日本土地建物(株) (以下、「まちづくり団体」という)が管理者として立会いを行います。
(※『東京のしゃれた街並みづくり推進条例』に定める公開空地等の活用を通じて地域の特性を活かし、魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体。当施設においては、中央日本土地建物株式会社にて登録。)
3. 当イベントスペースは空地であり、通路として常時開放しています。物理的に場所を囲った有料イベント等にはご利用できません。
4. イベント開催期間中、イベントスペースの混雑状況等によっては、安全の為に使用範囲を縮小させていただく場合があります。
5. 工作物や仮設建築物の設営がある場合や、飲食物の提供がある場合等、イベントの内容に応じて、法令にもとづく申請や関係諸官庁との協議を行ってください。
6. 当施設内外のオフィスや店舗、住宅の他、鉄道等の交通インフラへの影響が懸念される場合、内容や仕様の変更等の調整をいただく場合があります。(計画段階でまちづくり団体と必ず事前打合わせを行ってください。)
7. イベント設営にあたり、養生が必要な箇所があります。オリエンテーション時に詳細をご確認ください。
8. イベントスペースの利用に当たっては、原則として、競合調整はいたしかねます。また施設内の他のイベントスペースやポスターラック等の広告枠に、当スペース使用者以外のイベントが行われていたり、広告が掲出されている場合があります。
9. 当利用規約は、イベントスペースにおける各種イベント利用について定めるものです。イベントスペースや敷地内の空地等において、TV・雑誌などでの撮影を希望される場合は、別途、施設ホームページ (<https://www.edogrand.tokyo>) のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

2. イベントスペースの概要

京橋中央ひろば (中央通り側)



場所: 1階 (中央通り側) / 使用可能面積: 約100㎡ (約24,000mm×約7,850mm) (※植栽部分を含まず)
屋内外: 屋外屋根なし

■京橋中央ひろば (中央通り側) 活用に関する留意点

1. 当スペースおよびその周辺は、都市計画において「空地 (有効空地)」、「地区施設 (歩道状空地、貫通通路)」として位置づけられており、それぞれの目的に沿った日常使用および管理が求められ、その利用が優先されます。

※地区施設内は、原則イベント使用ができません。

2. 電気設備: 単相3線 200V/100V 50A (10口/各15A)

※盤設置場所はオリエンテーション時にご確認ください。

また、電気設備を利用される場合は、必要電気容量および使用内容をご提示ください。

※コンセントを複数利用する場合は、漏電遮断器 (ビリビリガード等) を使用ください。

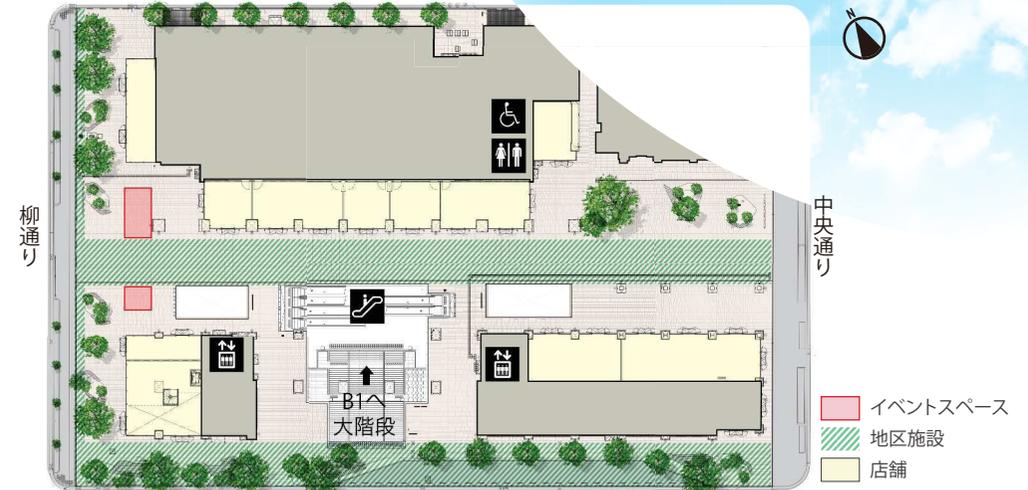
3. 荷重条件: 500kg/㎡ (要養生)

※ただし、数値がクリアされている場合でも重量物を設置する場合には、養生を行う必要があります。

※施設で配置している屋外家具については、移動させることができます。



京橋中央ひろば (柳通り側)



場所: 1階 (柳通り側) / 使用可能面積: 約65㎡ (約13,600mm×約5,000mm)
 (※但し、スペース間に通路幅7.0mの動線を確保していただく必要があります。)

屋内外: 屋外屋根なし

■京橋中央ひろば (柳通り側) 活用に関する留意点

1. 当スペースおよびその周辺は、都市計画において「空地 (有効空地)」、「地区施設 (歩道状空地、貫通通路)」として位置づけられており、それぞれの目的に沿った日常使用および管理が求められ、その利用が優先されます。

※地区施設内は、原則イベント使用ができません。

2. 電気設備: 単相3線 200V/100V 50A (10口/各15A)

※盤設置場所はオリエンテーション時にご確認ください。

また、電気設備を利用される場合は、必要電気容量および使用内容をご提示ください。

※コンセントを複数利用する場合は、漏電遮断器 (ビリビリガード等) を使用ください。

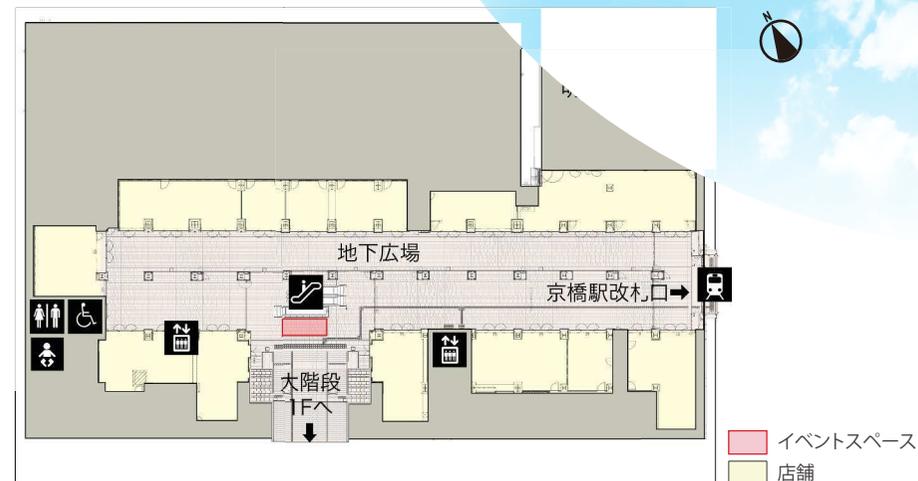
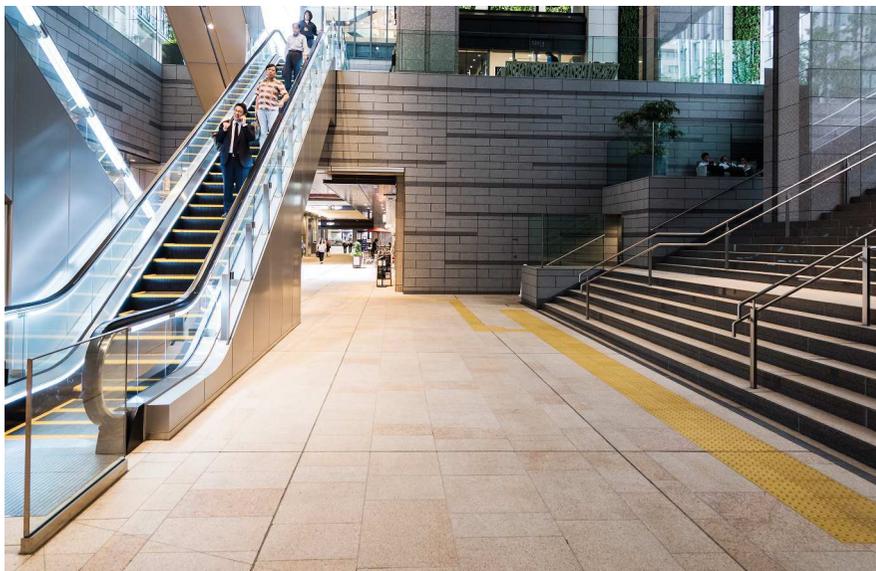
3. 荷重条件: 500kg/㎡ (要養生)

※ただし、数値がクリアされている場合でも重量物を設置する場合には、養生を行う必要があります。

※施設で配置している屋外家具については、移動させることができます。



大階段



場所：地下1階／使用可能面積：約20㎡（約7,200mm×約2,700mm）

（※但し、点字ブロック周辺は動線を確保していただく必要があります。）

屋内外：屋外屋根あり

■大階段活用に関する留意点

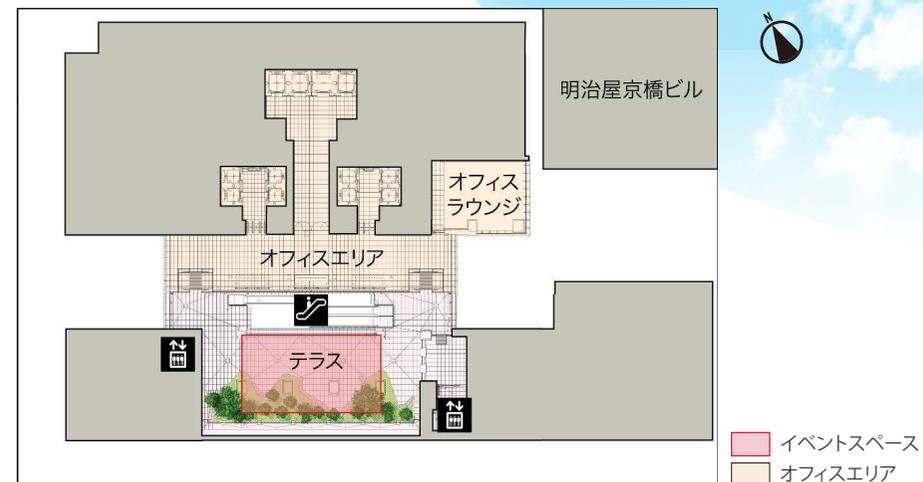
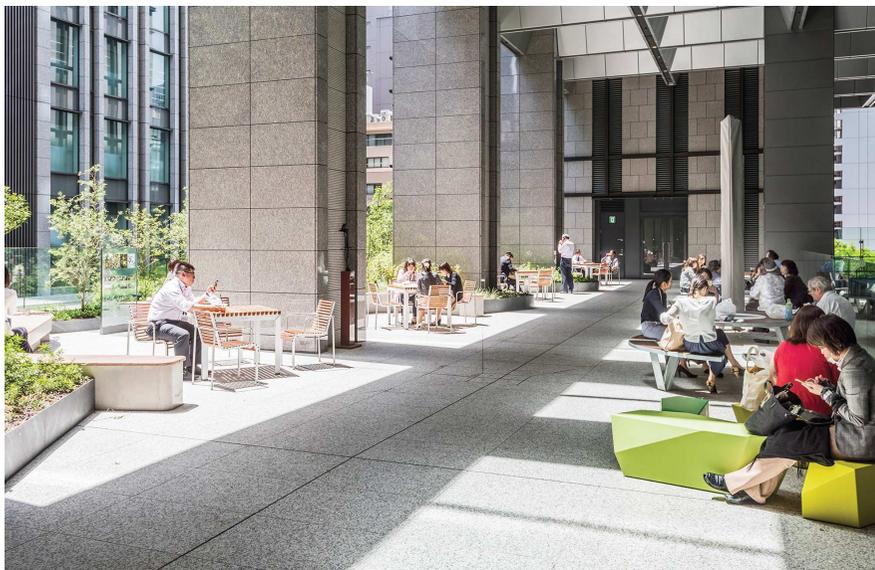
1. 当スペースは「帰宅困難者受入場所」、また一部が「鉄道施設（連絡出入口）」として位置づけられ、それぞれの目的に沿った日常使用および管理が求められているため、その利用が優先されます。

2. 電気設備：三相3線 200V/100A（2口/各50A）
単層3線 200V/100V 50A（10口/各15A）

※盤設置場所はオリエンテーション時にご確認ください。
また、電気設備をご利用される場合は、必要電気容量および使用内容をご提示ください。



■ テラス



場所：3階／使用可能面積：約130㎡（約21,600mm×11,600mm）（※植栽等を含まず）
 （※但し、スペース間に東西を繋ぐ2mの通行動線を確保していただく必要があります。）
 屋内外：屋外屋根あり

■ テラス活用に関する留意点

1. 当スペースは「帰宅困難者受入場所」として位置づけられており、災害時にはその利用が優先されます。
2. 電気設備：単相3線 200V/100V 50A（10口/各15A）
 ※盤設置場所はオリエンテーション時にご確認ください。また、利用をご検討の場合は、必要電気容量および使用内容をご提示ください。
 ※コンセントを複数利用する場合は、漏電遮断器（ビリビリガード等）を使用ください。
3. PA機器等を使用した音出しイベントには利用できません。
 ※施設で配置している屋外家具については、移動させることができます。

3.利用の流れ

申込から実施までの流れについては以下の通りです。

| 実施までのステップ | 期間 | ご説明 | 送付書類 (まちづくり団体⇒利用者) | 提出書類 (利用者⇒まちづくり団体) |
|------------------|--------|--|-------------------------|------------------------------------|
| お問い合わせ | 随時 | 当施設ホームページの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。 ●イベント企画趣旨のご連絡 →例:展示内容や造作物の有無、試飲・試食・サンプリング等 ●開催日程のお問い合わせ →例:ご希望日の決定催事の有無、空きスケジュールの確認等 ※なお、仮予約はできませんので、予めご了承ください。 | | |
| 使用申請・企画書 のご提出 | 約3か月前 | 申込みの際は、当施設ホームページより『広場等使用申請書』および『利用規約』をダウンロードして規約等の内容をご確認いただき、申請書に必要事項をご記入の上、イベント企画書を添えてご提出ください。お申込みに際しては利用の目的・内容等をご明示ください。なお、申請書の提出をもって、規約に同意したものとさせていただきます。 | | ・広場等使用申請書 ・企画書 |
| 審査・承認 | 2～3か月前 | 目的・内容等を確認・検討させていただき、実施可否をご連絡いたします。例:「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に準じた、地域のにぎわいを向上させる内容か、施設ブランドに合致した内容か、音量等の環境や施設内店舗との競合有無等について、審査いたします。また実施承認の際は『広場等使用承諾書』・『広場等使用料請求書』を送付いたします。(※ビル管理会社の中央日土地ビルマネジメント(株)よりご請求させていただきます。)(なお入金については実施日の14日前までをお願いいたします。) | ・広場等使用承諾書 ・広場等使用料請求書 | |
| 現地オリエン テーション | 2か月前 | 当施設使用にあたってのオリエンテーションを行い、留意点、施設やイベントスペースの注意事項や提出いただく必要書類等についてご説明いたします。 | | |
| 実施打合わせ | 1か月前 | 実施日の30日前まで(締切厳守)に、「実施計画書」「運営マニュアル」「実施レイアウト」「実施体制図」「施工プラン」「タイムスケジュール」等をご提出ください。実施に向けての具体的作業に関して打合わせさせていただきます。 | | ・実施計画書 ・運営マニュアル(警備計画等)など 必要に応じて |
| 最終確認 | 2週間前 | 実施日の14日前まで(締切厳守)に、各種申請書(一般承認事項申請や取材・撮影申請等)のご提出をお願いいたします。また、必要に応じて関係諸機関への協議・届出手続き書類の写しをご提出ください。 | | ・各種申請書 |
| イベントの実施 | | 実施に際して必要となった立会管理費や警備関連、清掃関連の費用について、ご請求いたします。 | ・実費精算書 | |

4. 利用料金等

■ イベントスペースの利用料金について

| 名称 | 基本利用料金/日 | 基本利用時間 | 面積 | 屋内外 |
|-------------------|----------|-------------|--------------------|----------|
| 1階/京橋中央ひろば(中央通り側) | 90,000円 | 10:00~21:00 | 約100m ² | 屋外(屋根なし) |
| 1階/京橋中央ひろば(柳通り側) | 45,000円 | | 約65m ² | 屋外(屋根なし) |
| 地下1階/大階段 | 25,000円 | | 約20m ² | 屋外(屋根あり) |
| 3階/テラス | 50,000円 | | 約130m ² | 屋外(屋根あり) |

・設営・撤去可能時間:原則23:00~翌7:00

※費用は全て税別表記です

■ イベントスペースの時間外利用について

設営撤去等、基本利用時間以外の利用には、1時間あたり下記料金が掛ります。

| | |
|-------------------|----------|
| 1階/京橋中央ひろば(中央通り側) | 9,000円/h |
| 1階/京橋中央ひろば(柳通り側) | 4,500円/h |
| 地下1階/大階段 | 2,500円/h |
| 3階/テラス | 5,000円/h |

※費用は全て税別表記です

■ その他の費用について

《PA》 ・PAオペレーター依頼 1名あたり30,000円/日

・PA機材使用立会のみ 23,000円/日

・照明オペレーター依頼 1名あたり30,000円/日 ※費用は全て税別表記です

《電気工事費》 電気工事については、法令規定に沿った電気工事士が必要となります。

《警備会社立会管理費》 警備員の配置が必要な場合等、利用内容によっては、施設指定の警備会社と直接ご契約いただき、その費用について、別途ご負担いただく場合があります。

5.利用上の規則

■ 利用のキャンセル・変更

1) お申し込みの取り消しについて

利用者によるお申し込みの取り消しについては、下記規定の通りです。

■利用者による取り消しの申請

当施設からの広場等使用承諾書の送付以降に、利用者の都合により申込みを取り消される場合（利用場所の変更、日程変更を含む）は、書面にてお申し出ください。

口頭での連絡による取り消しはお受けいたしかねます。また、利用日を起算日として、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

■キャンセル料

キャンセル料は、まちづくり団体からの広場等使用承諾書の送付以降、設営や準備等での利用を含む利用初日を起算日として、以下の通りご請求いたします。

- ・利用決定から利用開始日の61日前まで…………… 基本利用料金の25%
- ・利用開始日の60日前から16日前まで…………… 基本利用料金の50%
- ・利用開始日の15日前から…………… 基本利用料金の全額

■キャンセル時点で発生している実費

取り消しの申請時点で発生している実費については、キャンセル料とは別に申し受けます。

2) お支払い方法

キャンセルの内容に応じたキャンセル料請求書を発行させていただきます。

請求書発行日から14日以内に、当施設の指定口座にお振り込みください。

■ 予約の解除、利用の停止

1) 予約の解除、利用の停止となる事項

次の項目に該当する場合は、「広場等使用承諾書」の発行後、またはイベントスペースを利用中であっても、予約解除、または利用の停止をさせていただくことがあります。尚、その結果、利用者に損害が生じる場合であっても当施設またはまちづくり団体は一切の責任を負いません。

- ❶ 後記ご注意事項「6) 利用の制限」の各項に該当すると認められた場合
- ❷ 「広場等使用申請書」等の各種提出書類に虚偽の記載があった場合
- ❸ 所定の期日までに入金・お支払いが確認できない場合
- ❹ 天災地変や不測の事故・災害など、不可抗力により施設の利用が不可能となった場合
- ❺ 当施設の安全義務・管理・運営、の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ❻ 利用者が本利用規約に定める事項に違反した場合

2) キャンセルの取り扱い、利用料金の返還など

■ キャンセルの場合

利用前に、前記「予約の解除、利用の停止となる事項」の❶、❷、❸、❹の事由により予約の解除となった場合は、キャンセルとみなし、前記「お申し込みの取り消しについて」に定めるキャンセル料を申し受けます。

■ 利用の停止の場合

前記の❶、❷、❹の事由により、利用の停止となった場合は、事由の如何にかかわらず、利用者より受領した広場等使用料は一切返還いたしません。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。

前記の❺、❻の事由による予約の解除、利用の停止となった場合は、既にお支払いいただいた広場等使用料の一部または全額を返還いたします。(但し、返金手数料はご負担いただきます。)

■ 注意事項

当施設の利用に際しては、本利用規約の内容を十分ご理解いただき、遵守していただくようお願い申し上げます。また、本利用規約と合わせて諸法規等を考慮の上、来街者の安全面に配慮した、円滑な実施運営を行ってください。

1) 責任の所在

イベントの実施には、社会的、法的な責任が伴います。実施されたイベントによって、当施設、まちづくり団体および第三者が損害を受けた場合の損害賠償を含め、一切の責任は利用者が負うものとします。

2) 利用者の責務

- ①常に善良なる管理者の注意と、まちづくり団体からの指示に従って当施設をご利用ください。
- ②当施設の利用規約および関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等の関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ③まちづくり団体と連絡・調整を図りながら、利用施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行ってください。
- ④警備および誘導體制について、利用者は事前にまちづくり団体と協議の上、指示に従ってください。また、警備、来場者の整理・誘導等は利用者の責任と負担において行ってください。
- ⑤不測の災害や事故などに備え、当施設の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底してください。
- ⑥当施設の利用に際して必要な法令に定められた関係諸官庁への届出および許可申請や関係諸機関への届出等は、利用者の責任と負担において行ってください。また、当施設内イベントスペースの一部は「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」等の内容に基づく利用が求められます。実施内容については、まちづくり団体と協議の上で決定いただき、本条例等に係る内容決定後の行政協議はまちづくり団体で行います。万一、届出不備のため利用不可能となった場合や行政協議の結果、利用不可能となった場合でも、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。

3) 損害賠償および免責

- ①使用期間中、事故・トラブルが発生した場合、関係者や来場者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。本利用規約および関係法令事項を関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ②利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険・イベント中止保険等に加入してください。また、証書の写しをご提出ください。
- ③搬入搬出およびイベント実施時の警備および誘導體制について、利用者は事前にまちづくり団体と協議のうえ、施設指定の警備会社または相応の技能を有するスタッフを配置し、整理・誘導等を行ってください。
- ④施設利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。
- ⑤利用者（来場者や作業員等の関係者を含む）が当施設およびその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、利用者にその損害を賠償していただきます。

4) 原状回復と清掃管理

- ① イベントスペース利用後の原状回復と清掃は利用者側にて行っていただき、イベントスペース利用終了時にまちづくり団体が点検をいたします。(※なお、原状回復に際し、特別清掃が必要な場合は、当施設の指定業者をご利用ください。)
- ② 利用の停止となった場合にも、直ちに原状回復を行ってください。尚、利用者が原状回復を行わない場合または不足がある場合は、当施設が原状回復・撤去、(処分等含む)を代行し、要した実費を請求させていただきます。

※原状回復対象となる一例／床石等の施設への汚れや傷(ヒビ・割れ等)、貸出備品への傷や故障等

5) 反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、まちづくり団体に対し、自己またはその役員その他自己を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力またはその構成員ではなく、また、過去において反社会的勢力またはその構成員ではなかったことを表明し、確約いただきます。
- ② 上述の表明および保証が真実ではないことまたは誤解を生じさせないために必要な事実の表明および保証を欠いていることが判明した場合は、利用者は、直ちにまちづくり団体に対しその旨を書面により通知するものとし、当該違反により施設またはまちづくり団体が被った全ての損害、損失および費用を賠償していただきます。また、当該違反を理由として、施設利用の許可を取り消した場合において、まちづくり団体は利用者の損害を賠償する責は負いません。

6) 利用の制限

次の項目に該当する場合は、利用の申込みをお断りいたします。

- ① 当施設の利用規約および関係法令に反するもの
- ② 当施設のブランドイメージに合致しないものや、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づくまちづくり団体の活動内容に合致しないもの
- ③ 実施に伴う責任の所在や、実態・目的が明確でないもの
- ④ 異常な音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのあるもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの。また善良なる風俗に反するおそれがあると認められるもの
- ⑥ 反社会的活動を行う団体等との関係を有していることが判明したもの、あるいは集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの、またはそれら組織の利益になると認められるもの、暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し社会的秩序を乱すもの
- ⑦ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派等を擁護し、中立の立場ではないと判断されるもの
- ⑧ 誹謗・中傷・不当な差別に該当するもの
- ⑨ 各業界内での公正競争・規約等違反しているものや関係省庁から中止命令が出たもの、または法廷・議会にて係争中の問題にかかわるもの
- ⑩ 当施設または周辺を含む設備・備品を損傷するおそれがあると認められるもの
- ⑪ 当施設から許可を得ていない勧誘や募金、キャッチセールス等の行為があるもの

- ⑫当施設が安全性を確認できないものや、管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの
- ⑬イベント内容の事前審査が当施設指定のスケジュールで行われない場合
- ⑭上記に掲げるものの他、まちづくり団体が、その利用が不適当だと判断したもの

7) 注意事項

イベントスペースの利用に際して、以下の事項を遵守ください。

- ① 設営撤去時や搬入搬出時等に、施設、備品および付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合は、まちづくり団体の指示に従い、利用者の責任と費用負担で適切な養生を必ず行ってください。
- ② 搬入搬出の際は、当施設地下駐車場をご利用ください。施設周辺での路上駐車による搬入搬出はご遠慮ください。
- ③ 当施設地下駐車場への搬入に関しては、車輛寸法、車輛重量、進入可能範囲(地下駐車場用スロープ車路制限寸法 全長7.1m、全幅2.2m、全高3.2m)に制限があり、重量によって養生仕様が異なりますのでご注意ください。
- ④ 搬入搬出においては、実施時間および経路に制限があります。事前にまちづくり団体に確認の上、作業を行ってください。
- ⑤ 当施設では朝9時以前、夜20時以降の音響機器による音出しは禁止です。(※音響機器を使用する際は企画書に記載の上、事前に、まちづくり団体による音量チェックを受けてください。近隣施設や館内入居者への配慮にもとづく音量規制があります。)
- ⑥ 屋外での造作物・仮設看板、その他の設置にあたっては、耐風施工・設置をお願いいたします。(テント足1本につき20kgのウエイト固定を目安にご計画ください。)
- ⑦ 電源コード等の引き回しがある場合、ケーブルモールやゴムマット等のコード類の養生を必ず行ってください。
- ⑧ 敷地内に工作物や仮設建築物を設置する際は事前に建築確認申請等が必要となる場合があります。事前にまちづくり団体にご相談ください。
- ⑨ 施設内への危険物の持ち込み、および裸火、広場・建物内での発電機の使用は、原則禁止です。
- ⑩ 可燃物の持ち込みは必要最低限とし、設置物は可能な限り不燃性のものを使用ください。
- ⑪ 宅配便および郵便物は、原則として利用期間中に利用者による受取をお願いしています。発送物量が多い場合は、事前にまちづくり団体にご相談ください。
- ⑫ イベント開催中または設営・撤去時に出たゴミ等は、利用者が責任をもって持ち帰りください。
- ⑬ 補助犬以外の動物の入場は禁止です。
- ⑭ 利用者(関係者等を含む)は、来館者用の施設(客用トイレや喫煙所等)は使用せず、必ず所定の施設(従業員用のトイレや喫煙所等)を使用ください。
- ⑮ 使用の権利・名義を譲渡、転貸することはできません。
- ⑯ 使用期間中、責任者は必ず会場に常駐し、まちづくり団体と相互に連絡が取れる状態を保ってください。
- ⑰ 配布物、チラシ、広告掲示は原則禁止です。
- ⑱ 過度な色彩・表現の掲示は、改訂を指示する場合があります。

8) 実施計画の提出から承認について(現地オリエンテーション)

申込内容の承認後に実施計画書を提出の上、まちづくり団体と詳細計画の打ち合わせをし、承認を受けてください。

[実施計画の内容：打合わせ確認事項の例]

- ・ イベント企画の詳細内容
- ・ 仮設物の配置範囲、図面計画の確認(平面図・立面図・配線図・設置/固定方法等)
- ・ タイムスケジュールの確認(搬入出、設営・撤去、規制作業時間を含む)
- ・ 規制事項への対処確認(音・待機列・配布物・告知・配線処理・物販等)
- ・ 付帯設備・備品利用計画(音響、照明、美術、電源工事等)
- ・ 運営マニュアル・警備計画(多客時の誘導、警備体制、サイン配置、防火管理等)
- ・ 関係諸官庁との協議状況および届出内容

補足事項

1) 指定業者について

京橋エドグランでは、イベントの円滑な運営および安全管理のため指定業者をご案内しています。

[指定会社一覧]

- 電気工事等設備：株式会社シミズ・ビルライフケア
- PA(立会・オペレーター)：RIME株式会社
- 警備会社：総合警備保障株式会社
- 清掃会社：株式会社ケイミックス

2) インターネット回線・電話回線の利用について

施設側では用意できませんので利用者側で手配ください。

関係機関等への届出

イベント開催に際しては、その内容に応じて関係諸機関への届出が必要となります。利用者は、まちづくり団体に概要を相談の上、法令等で定められた届出事項について、定められた期日までに届出を行い、許認可の申請を行ってください。

①消防署／警察署／保健所への届出

イベント内容に応じて事前に下記の関係書類一式をまちづくり団体に提示・相談の上、関係諸機関へ届出ください。また、届出認可後、まちづくり団体へは、その写しを提出ください。

②建築行為がある場合の届出

基準法に定める建築行為を行う場合には、都市計画法に基づき「地区計画区域内における行為の届出書」を中央区へ提出する必要があります。

<京橋消防署>

所在地：〒104-0031

東京都中央区京橋3丁目14番1号

電話：03-3564-0119

<中央警察署>

所在地：〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町14番2号

電話：03-5651-0110(代)

<中央区保健所>

所在地：〒104-0044

東京都中央区明石町12番1号

電話：03-3541-5938(環境衛生係)
03-3546-5399(食品衛生係)

<中央区役所>

所在地：〒104-8404

東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03-3543-0211(代)

| 担当課 | 内容 |
|-----|---|
| 予防課 | <ul style="list-style-type: none"> ・催物開催届出書 ・会場管理計画書 ・防火対象物使用(変更)届出書 ・禁止行為解除承認申請書 ・電気設備設置(変更)届出書 等 |

| 担当課 | 内容 |
|------------|--|
| 警備課 交通課 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主警備計画 ・搬出入計画、交通整理要因の配置計画 ・道路使用許可 等 |

| 担当課 | 内容 |
|----------------|--|
| 生活衛生課 環境衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> ・興行場の許可に関する届出等 |
| 生活衛生課 食品衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> ・飲食試食届出書 ・食品販売届出書 ・食品営業許可申請書 等 |

| 担当課 | 内容 |
|----------------|--|
| 都市整備部 地域整備課 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画区域内における行為の届出書 |
| 都市整備部 建築課 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請 |

6. 貸出可能な備品リスト

【音響】

| | 個数 |
|--------------------------|-----|
| ミキサー(ハードケース付き) | 1 |
| メインスピーカー(カバー付き) | 2 |
| モニタースピーカー(カバー付き) | 6 |
| ダイナミックマイク(ラックドロワー内)(3種) | 計11 |
| DI(ラックドロワー内) | 4 |
| スピーカースタンド | 2 |
| マイクスタンド(スタンドケース内)(2種) | 計16 |
| CDプレーヤー(ラックケース内)(2種) | 計2 |
| 電源モジュール(ラックケース内) | 1 |
| ドロワー(ラックケース内) | 1 |
| RCA-フォン(ラックドロワー内) | 2 |
| miniST-フォン(ラックドロワー内) | 1 |
| マイクケーブル(15m/10m/7.5m/5m) | 各10 |
| ラインケーブル(5m) | 4 |

【電源】

| | 個数 | レンタル料金 |
|-------------------|-----|--------|
| 電源タップ(15m/10m/5m) | 計11 | 無料 |
| 電源ケーブル(10m) | 6 | 無料 |
| コードリール(30m/50m) | 各1 | 無料 |

【その他】

| | 個数 | レンタル料金 |
|---------------------|-----|----------|
| 長テーブル | 30 | 無料 |
| パイプ椅子 | 30 | 無料 |
| ベルトパーテーション(施設ロゴ入) | 30 | 無料 |
| パイロン(施設ロゴ入) | 30 | 無料 |
| サインスタンド(A3横) | 20 | 無料 |
| 台車 | 3 | 無料 |
| 簡易テント(3m×3m)(施設ロゴ入) | 7 | 5,000円/個 |
| テントウェイト(20kg) | 28 | 500円/個 |
| マルシェ木箱/傾斜台 一式 | 200 | 無料 |
| 大階段敷用クッション | 60 | 無料 |

※費用は全て税別表記です

【照明】

| | 個数 |
|---------------------|-----|
| コントローラー | 1 |
| 調光ユニット | 2 |
| パーライト/電球(2種) | 計4 |
| LEDパーライト | 4 |
| 照明スタンド | 4 |
| トンボ | 2 |
| ウェイト | 4 |
| DMXケーブル(3m/15m/30m) | 計10 |

【楽器】

| | 個数 |
|-----------|----|
| ギタースタンド | 4 |
| キーボードスタンド | 1 |
| スローン | 4 |
| 譜面台 | 4 |

●PA機材セットレンタル料金 60,000円/日

※費用は全て税別表記です

7. お問い合わせ先

その他、イベントスペースに関するお問い合わせは、施設ホームページ (<https://www.edogrand.tokyo>) のお問い合わせフォームよりご連絡ください。
中央日本土地建物株式会社 京橋エドグランまちづくり団体 タウンマネジメント担当 より、あらためてご連絡申し上げます。

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン6階 管理事務室内



広場等使用申請書

平成 年 月 日

京橋エドグラン
まちづくり団体 御中

氏 名 _____ 印

団地広場等使用規則第7条の定めに基づき、下記の通り、広場等の使用について申請をいたします。

尚、広場等の使用にあたっては「イベントスペース利用規約」を遵守致します。

記

1 広場等の使用目的および
使用内容

2 期 間

3 使 用 者

住 所

連絡先

氏名（責任者）

4 添 付 書 類

1

2

3

4

5
